

鉄道に関する技術上の基準を定める省令等の解釈基準の一部改正について  
〔施設の定期検査に関する維持管理標準（土木・軌道）の制定等〕

## 1. 背景

- ① 鉄道の技術基準については、平成13年に抜本的に見直され、もとめられる性能のみを省令で規定している。国は施設及び車両の構造及び維持管理並びに運転取り扱いに関して、省令等の内容を具体化、数値化した標準的な解釈（以下「解釈基準」という。）を示し、鉄道事業者はこれを参考に省令の実施に関する基準を定めている。

鉄道施設の定期検査については、鉄道に関する技術上の基準を定める省令第90条により、検査の周期と方法を定めて行うこととされており、「周期」については「施設及び車両の定期検査に関する告示」により施設の種類に応じた期間が定められている。

しかし、検査の方法等については施設の状況に応じ鉄道事業者毎に独自に定めることとなるため、事業者によって検査の内容及び方法がまちまちであり事業者間のばらつきがあった。

そこで、定期検査に関する標準的な管理マニュアルを作るべく、国土交通省では、平成12年度より平成16年度にかけて、過去の故障データ等に基づく定量的解析を行い、これに基づき検査周期、検査方法等を検討した。今般、より安全で合理的な検査のあり方が「維持管理標準」としてとりまとめられたので、これを解釈基準に盛り込むこととした。

- ② 鉄道車両に関する解釈基準において、JIS規格の統廃合があったことにより不適切な表現となっているものや、より実態に即した表現とすべきものが見つかったことから、解釈基準の改正を行うこととした。

## 2. 概要

- ① 「維持管理標準」は、鉄道構造物や軌道の維持管理について、いかに安全な状態で維持管理していくかという観点から標準的な維持管理の手法をまとめたものであり、検査手法及び健全度の判定、さらに必要に応じて行う措置、記録等一連の維持管理に関する基本的な考え方を示すものである。（別添1参照）

- ② 鉄道車両の解釈基準の改正内容（別添2参照）

- ・ 車両限界項目の屋根上装置に対する限界の記載内容を、実態に即した表現へ変更。
- ・ 図中の車輪一对の中心線の位置を適正な位置へ変更。
- ・ JIS規格の統廃合による変更など。

## 3. 今後のスケジュール

施行 平成18年12月1日（予定）